

## 嵐山町教育委員会傍聴人規則

〔令和6年7月30日〕  
教委規則第11号

嵐山町教育委員会傍聴人規則（昭和47年教委規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、嵐山町教育委員会会議規則（昭和47年教委規則第4号）第14条第2項の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第2条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会予定時刻の10分前までに、自己の氏名及び住所を傍聴人名簿（別記様式）に記入し、教育長の許可を得なければならない。

（傍聴の制限）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為に利用する物を着用し、又は携帯している者
- (4) その他会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をする恐れがあると認められる者

（傍聴人員の制限）

第4条 教育長は、傍聴席の都合により、傍聴人員を制限することができる。

（禁止行為）

第5条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。ただし体調管理のために必要な最低限の飲料水の摂取を除く。
- (5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これに類するものを持ち込み、使用すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為を行うこと。

（傍聴人の退場）

第6条 教育長は、会議を公開しない議決があったとき又はこの規則に違反した者があるときは、許可を取り消し、退場を命ずることができる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。